

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成 25 年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成 26 年 8 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成 25 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 25 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 219 万件、輸入重量で約 3,098 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 25 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成 25 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行ったところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況並びに輸出国における協議等について詳細を取りまとめたので公表します。



参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunvu/tp0130-1.html>

1. 平成 25 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者を通じ、輸出国政府担当者及び輸出国の生産者、製造者、加工者等へ提供し、併せて本省のホームページに掲載する。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 25 年度計画：168 食品群、93,711 件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 25 年 4 月 1 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 25 カ国・1 地域対象の 79 品目）の実施
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

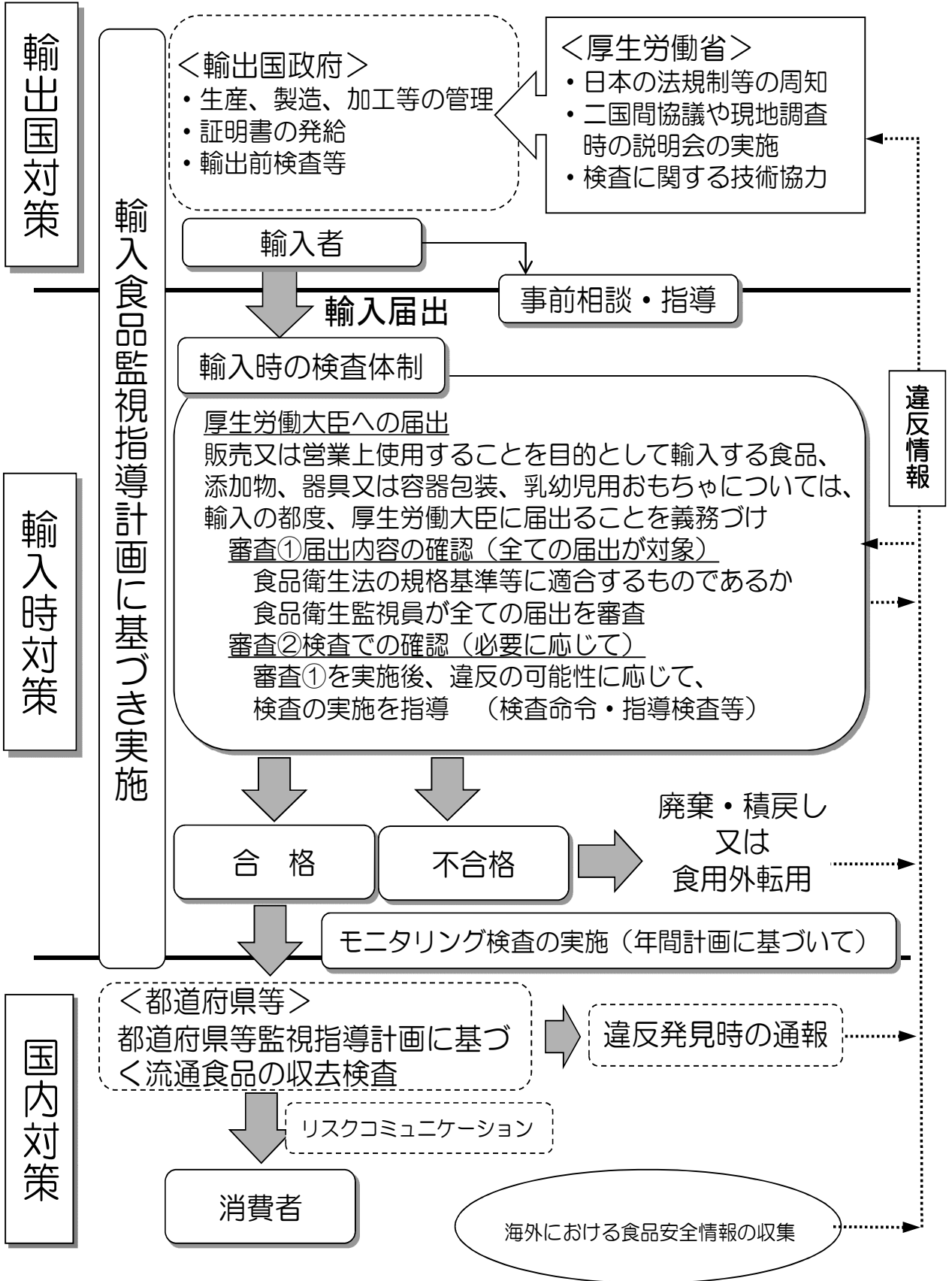
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

輸入食品の監視体制等の概要



2. 平成 25 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、食品安全基本法第 4 条による、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

(1) 法第 27 条に基づく輸入届出時における審査

法第 27 条の規定に基づく輸入届出により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合性の審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 25 年度の届出・検査・違反状況(表 1)をみると、輸入届出件数は 2,185,480 件であり、輸入届出重量は 30,982 千トンであった。これに対し、201,198 件について検査を実施し、このうち 1,043 件(延べ 1,085 件)を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.05%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 25 年度は延べ 93,711 件の検査を計画した。

特に、海外での食中毒や食品からの病原微生物の検出事例を踏まえ、病原微生物に係る検査の強化を行った。

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう年度途中における計画の見直しを行った。

平成 25 年度のモニタリング検査実施状況(表 2)をみると、延べ 93,711 件の計画に対し、延べ 95,730 件(実数 55,217 件)(延べ件数に対する実施率:102%)を実施し、このうち 152 件(延べ 158 件)を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し(表 3)、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の可能性が高いと見込まれる食品については、輸入の都度検査を実施する検査命令(表 4)の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌等が検出された食品は直ちに検査命令(表 5)の対象として検査強化を図った。



保税倉庫での検体採取

(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 26 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 25 カ国・1 地域対象の 75 品目を検査命令の対象としており、平成 25 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、59,543 件（延べ 101,428 件）を実施し、このうち 351 件（延べ 354 件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況（注：違反件数については延べ数）

違反件数 1,085 件について、事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 568 件（52.4%：違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 336 件（31.0%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 98 件（9.0%）、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 56 件（5.2%）、食肉の衛生証明書に係る法第 9 条違反 20 件（1.8%）おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反の 7 件（0.6%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-①）272 件（25.1%：違反件数（1,085 件）に対する割合）が最も多く、次いで冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-②）が 225 件（20.7%）、残留農薬に係る違反事例（表 8-③）が 140 件（12.9%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-④）184 件（17.0%）、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例（表 8-⑤）68 件（6.3%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-⑥）57 件（5.3%）、器具、容器包装規格に係る違反事例（表 8-⑦）56 件（5.2%）、おもちゃ規格に係る違反事例（表 8-⑧）7 件（0.6%）の順となっている。

有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、米国が 149 件（54.8%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（272 件）

に対する割合)、次いで中国 41 件 (15.1%)、イタリア 22 件 (8.1%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、非加熱食肉製品のリステリア菌などの違反が上位を占めている。

微生物規格に係る違反事例(表 8-②)を国別にみると、中国が 86 件 (38.2% : 微生物規格に係る違反件数 (225 件) に対する割合)、次いでタイ 29 件 (12.9%)、インドネシア 23 件 (10.2%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格 (細菌数、大腸菌群、E. coli (大腸菌)) の違反が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-③)を国別にみると、中国が 48 件 (34.3% : 残留農薬に係る違反件数 (140 件) に対する割合)、次いでタイ 13 件 (9.3%)、韓国 11 件 (7.9%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、ウーロン茶のフィプロニル、タイでは、とうがらしのトリアゾホス、韓国では、とうがらしのジフェノコナゾールなどの違反が上位を占めている。

添加物に係る違反事例(表 8-④)を国別にみると、中国が 29 件 (15.8% : 添加物に係る違反件数 (184 件) に対する割合)、次いでイタリア 19 件 (10.3%)、トルコ 14 件 (7.6%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、農産加工品の保存料の使用基準違反、イタリアでは、菓子類への指定外添加物の使用、トルコでは乾燥果実の保存料の使用基準違反などが上位を占めている。

腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等に係る違反事例(表 8-⑤)を国別にみると、タイが 16 件 (23.5% : 腐敗、変敗、異臭及びカビの発生に係る違反件数 (68 件) に対する割合)、次いで米国 15 件 (22.1%)、カナダ 10 件 (14.7%) と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、タイでは、米、米国では、小麦及び大豆、カナダでは、小麦などの違反が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-⑥)を国別にみると、ベトナムが 39 件 (68.4% : 残留動物用医薬品に係る違反件数 (57 件) に対する割合)、次いでインド 9 件 (15.8%)、中国 5 件 (8.8%) と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えびのエンロフロキサシン、インドでは、えびのフラゾリドン、中国では、えびのスルファメトキサゾール及びクロルテトラサイクリンなどの違反が上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例(表 8-⑦)を国別にみると、中国が 29 件 (51.8% : 器具、容器包装に係る違反件数 (56 件) に対する割合)、次いでイタリア 5 件 (8.9%)、台湾 4 件 (7.1%) と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製の違反が 35 件と最も多くなっている。

おもちゃに係る違反事例(表 8-⑧)を国別にみると、中国が 5 件 (71.4% : おもちゃに係る違反件数 (7 件) に対する割合) で、タイ及び香港が各 1 件 (各 14.3%) と続いている。これらの主な違反事例をみると、フタル酸エステル類の基準不適合及び着色料の溶出が各 3 件と最も多くなっている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 25 年度において

は、トルコにおけるタヒニごまペーストのサルモネラ属菌汚染、フランス及び米国におけるナチュラルチーズのリステリア菌汚染などについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査（表9）を行い、輸入実績が確認された場合には、回収等の措置を指示した。

また、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成25年度中に計8,883検体を実施した結果、ブラジル産の小麦加工品でピリミホスメチルの違反が1件認められた。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成25年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査等を行った（表10）。

アイルランド産牛肉については、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、アイルランドと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、平成25年11月18日から11月22日にかけて、現地調査を実施した。

米国産牛肉については、平成25年12月2日から12月13日にかけて、対日輸出認定施設等について定期査察を行い、対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証を実施した。

デンマーク産チーズについては、平成26年3月17日から3月21日にかけて、チーズの管理体制確認のため現地調査を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換え作物の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。

(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進

平成21年度から実施している取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する制度等の情報について計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を行っている。

平成25年度においては、オランダ、韓国、ペルー、南アフリカ及びメキシコについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った（表11）。

① オランダ

オランダにおける食品衛生規制について、政府担当者から説明を受け、調査及び意見交換を行うとともに、日本の輸入食品監視体制及び衛生規制について政府関係者等を対象にセミナーを開催した。

また、リーキ農場及びチーズ製造施設の現地調査を行い、農薬を含む生産管理状況や微生物の管理状況等について調査を実施した。

② 韓国

韓国における食品衛生規制及び対日輸出食品に係る管理体制について調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出に係る農産物の残留農薬管理等について現地調査を実施した。

③ ペルー

ペルーにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制について、調査及び意見交換を行った。

また、対日輸出に係る農産物の残留農薬管理や鶏卵製品の生産管理状況等について現地調査を実施した。

④ 南アフリカ

南アフリカにおける食品衛生規制について、調査及び意見交換を行うとともに、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府担当者及び食品業者等を対象にセミナーを開催した。

また、オレンジ農場の現地調査を行い、残留農薬の管理状況や微生物の管理状況等について現地調査を実施した。

⑤ メキシコ

メキシコにおける食品衛生規制について、調査及び意見交換を行うとともに、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府担当者を対象にセミナーを開催した。

また、アボカド農場の現地調査を行い、農薬を含む生産管理状況について調査を実施した。

(8) 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局との覚書（以下「覚書」という。）」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなった。

平成 25 年度は、6 月に日中両国大臣が覚書に基づき、文書にて、平成 24 年度の行動計画の結果を確認するとともに、当年度の行動計画について合意し、6 月に第五回（於日本）及び 9 月に第六回（於中国）実務者レベル協議及び現地調査を行った。

第五回実務者レベル協議では、日本側からは、落花生等のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び貝毒、アスパラガス、ウーロン茶、にんじん及びごまの残留農薬について中国側の対応を聴取し、引き続き改善対策を要請した。中国側からは、対日輸出中国産食品に関する検査命令の解除要件の緩和要請、日本産食品の放射性物質汚染に関する情報提供要請及び対中国輸出水産食品に係る衛生証明書発行機関について登録検査機関から権限を有する行政機関への変更要請がなされた。

第六回実務者レベル協議においても、日本側からは、落花生等のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び貝毒、アスパラガス、ウーロン茶、えだまめ、にんじん及びごまの残留農薬について中国側の対応を聴取し、引き続き改善対策を要請した。中国側からは、ウーロン茶のフィプロニルについての基準値見直し、また対日輸出中国産食品に関する検査命令解除要件の緩和に関する要請があった。また、協議にあわせて、落花生及びウーロン茶の農園や加工施設の管理状況について現地調査を実施した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/exporter/index.html

(9) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び第 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の検査命令による違反率が 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 25 年度においては、要請及び当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(10) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。



検疫所による説明会

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。平成 25 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導(いわゆる輸入相談)実績(表 12)をみると、品目別に 23,903 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 354 件(延べ 397 件)であった。

法に適合しない事例を条文別(表 13)にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反該当の延べ 196 件(49.4%:違反件数(397 件)に対する割合)が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反該当の延べ 186 件(46.9%)と続いている。

また、国別にみると(表 14)、米国が延べ 72 件(18.1%:違反件数(397 件)に対する割合)と最も多く、次いでフランスが延べ 39 件(9.8%)、オーストラリア及び韓国が延べ 29 件(7.3%)と続いている。主な違反該当事例をみると、米国では、健康食品に対する指定外添加物の使用、フランスでは調味料に対する保存料の対象外使用、オーストラリアではフローズンヨーグルトへの増粘安定剤の使用基準違反、韓国では健康食品に対する指定外添加物の使用などの違反該当

事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

(11) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において違反が発見されたり、食中毒の原因となった輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 25 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
2,185,480	30,982	201,198 (59,543) ^{※3}	9.2	1,043 (351) ^{※3}	0.05 (0.59) ^{※3}
(前年度実績) 2,181,495	32,156	223,380	10.2	1,053	0.05

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 25 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,238	2,277	1
	残留農薬	1,251	1,947	0
	添加物	-	1	0
	病原微生物	716	730	0
	成分規格等	133	187	0
	放射線照射	29	29	0
	SRM除去	4,000	3,673	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,183	2,262	0
	残留農薬	1,224	1,342	0
	添加物	1,366	1,518	0
	病原微生物	2,178	2,269	3
	成分規格等	1,375	1,531	6
	放射線照射	-	1	0
	放射線照射	-	1	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	3,112	2,921	3
	残留農薬	2,573	2,549	0
	添加物	177	184	0
	病原微生物	1,074	1,800	1
	成分規格等	485	613	0
	放射線照射	29	32	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食 品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,417	4,813	4
	残留農薬	3,156	3,801	1
	添加物	1,633	1,989	1
	病原微生物	5,203	4,460	1
	成分規格等	3,435	3,512	25
	放射線照射	5	7	1
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,510	2,043	0
	残留農薬	11,738	12,848	51
	添加物	1,074	1,136	0
	病原微生物	1,495	1,617	0
	成分規格等	236	206	0
	カビ毒	2,388	2,524	2
	遺伝子組換え食品	354	364	0
	放射線照射	119	136	0
	放射線照射	119	136	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加 工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	299	404	0
	残留農薬	8,448	9,084	15
	添加物	3,832	4,492	6
	病原微生物	477	739	0
	成分規格等	2,054	2,348	3
	カビ毒	2,953	2,918	4
	遺伝子組換え食品	128	134	2
	放射線照射	424	419	3
	放射線照射	424	419	3
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油 脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	1	0
	残留農薬	535	674	0
	添加物	3,104	3,262	9
	病原微生物	-	14	0
	成分規格等	627	456	6
	カビ毒	895	1,039	1
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	178	251	0
	添加物	1,015	1,218	0
	成分規格等	477	537	0
	カビ毒	118	105	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	2,313	2
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000 件を計上		93,711	95,730 実施率約102%	152※2

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌 O26、O104、O111 及び O157 並びにリステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2 検査項目別の延べ件数

表3 平成25年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目
(平成26年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	イシモチ	エンロフロキサシン
	ウーロン茶	プロファム
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	大粒落花生	アセトクロール
	きくらげ	クロルピリホス
	ケール	ヘキサクロロベンゼン
	ごぼう	パクロブトラゾール
	しそ	イソプロカルブ
	タロイモ	パクロブトラゾール
	チンゲンサイ	トリアゾホス
	にら	ホキシム
	ねぎ(わけぎを含む。)	アルジカルブ及びアルドキシカルブ、ファモキサドン
	パクチョイ	ピリダベン
	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)	ジフェノコナゾール
	ホワイトベツパー	アフラトキシン
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸、トリアゾホス
	わけぎ	ビフェントリン
	菜の花	ハロキシホップ
	養殖えび	フラゾリドン
	養殖とこぶし	フラゾリドン
養殖鰻加工品	エンロフロキサシン	
緑茶	プロファム	
タイ	おくら	イソプロチオラン
	グリーンアスパラガス	アトラジン、ジウロン、メタラキシル及びメフェノキサム
	セロリ	ジフェノコナゾール
	ニオイタコノキ	クロルピリホス
	パパイヤ	PRSV-SC
	モロヘイヤ	ヘキサコナゾール
	未成熟えんどう	ファモキサドン
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※4}
	エゴマ	インドキサカルブ、エトプロホス
	タイラギ貝(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※4}
	はちみつ	クロラムフェニコール

対象国・地域	対象食品	検査項目
ベトナム	かわはぎ	クロラムフェニコール
	ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)	ヘキサコナゾール、ジフェノコナゾール
オーストラリア	オレンジ	ジウロン
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌
カナダ	いんげん豆	グリホサート
	牛肉(内臓を含む。)	腸管出血性大腸菌
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	バナナ	フィプロニル
米国	ルタバガ	ビフェントリン
	大豆	フルアジホップ
ペルー	キノア	メタミドホス
	バナナ	フィプロニル
ベルギー	サルシフィー	ジフェノコナゾール
	チョコリ	チアベンダゾール
イタリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インドネシア	生鮮コーヒー豆	カルバリル
ウガンダ	生鮮コーヒー豆	クロルピリホス
オマーン	未成熟いんげん	シロマジン
ガーナ	カカオ豆	2,4-D、シベルメトリン
スーダン	ごまの種子	2,4-D
スリランカ	ごまの種子	ピリミホスメチル
セルビア	おうとう	フルトリアホール
台湾	ボンカン	ジフェノコナゾール
チリ	ブルーベリー	インドキサカルブ
ニカラグア	ごまの種子	トリアゾホス
ニュージーランド	キャベツ	シプロコナゾール
パナマ	牛肉	イベルメクチン
バングラデシュ	クミンの種子	プロフェノホス
ブラジル	小麦	ピリミホスメチル
フランス	りんごジュース	パツリン
ボリビア	いんげん豆	フルトリアホール
ミャンマー	ごまの種子	カルバリル
メキシコ	グアバ	シベルメトリン

※1 平成 25 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表4に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 25 年6月~10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 25 年6月~10 月)

表 4 平成 25 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ウーロン茶	インドキサカルブ
	スッポン	エンロフロキサシン
	ぜんまい	アセトクロール
	にら	メタラキシル及びメフェノキサム
韓国	エゴマ	ジニコナゾール
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
	養殖ひらめ(養殖業者限定)	<i>Kudoa septempunctata</i>
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
コートジボワール	カカオ豆	2,4-D
スペイン	うるち米	テブコナゾール
タイ	赤とうがらし	トリアゾホス
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド
パラグアイ	ごまの種子	カルバリル
ベトナム	えび	オキシテトラサイクリン

表 5 平成 25 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
イタリア	くり	アフラトキシン
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌
	とうもろこし	アフラトキシン
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
スペイン	アーモンド加工品	アフラトキシン
	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
中国	ハスの種子	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
米国	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品(製造者限定)	リステリア菌
	ピスタチオナッツを原料として 30%以上含有する加工品	アフラトキシン
インド	ひよこ豆	アフラトキシン
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
ベトナム	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
モロッコ	セイヨウニンジンボク	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 25 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反※ 件数
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、落花生	アフラトキシン	11,062	86
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	447	9
	すじこ	亜硝酸根	338	1
中国 (29 品目)	鰻、えび、スッポン	エンロフロキサシン、クロルテトラサイクリン、スルファジミジン、マラカイトグリーン、スルファメトキサゾール等	8,351	3
	野菜、魚介類(にんじん、ねぎ、はも、ほうれんそう、えだまめ等)、ウーロン茶、ゴマの種子	アセトクロール、アメトリン、インドキサカルブ、クロルピリホス、トリアジメノール、トリフルラリン等	18,961	29
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,747	1
	全ての加工食品	サイクラミン酸	610	3
	花椒、ホワイトペッパー	アフラトキシン	73	0
韓国 (13 品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	236	0
	赤とうがらし、しじみ、ミニトマト	エンドスルファン、シメコナゾール、フルキンコナゾール、ジフェノコナゾール	115	3
	鰻、養殖ひらめ	オキシリニック酸、オフロキサシン、エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	10	0
	養殖ひらめ、アカガイ(生食用)	<i>Kudoa septempunctata</i> 、腸炎ビブリオ最確数(MPN)	3	0
タイ (11 品目)	野菜、果実(おくら、グリーンアスパラガス、マンゴー、バナナ、マンゴスチン等)	クロルピリホス、シペルメトリン、プロフェノホス、プロピコナゾール、EPN 等	1,689	4
イタリア (8 品目)	ゴルゴンゾーラチーズ、ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品	リステリア菌	1,097	14
	ピスタチオナッツ加工品、くり、とうもろこし	アフラトキシン	420	1
	パセリ	ジフェノコナゾール	4	0
インド (7 品目)	養殖えび	フラゾリドン、エトキシキン	2,238	10
	クミン、とうがらし、ひよこ豆、紅茶	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	129	5
	ケツメイシ、ひよこ豆	アフラトキシン	110	4
ベトナム (6 品目)	えび	トリフルラリン	1,025	1
	えび、イカ	エトキシキン、クロラムフェニコール、エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン、フラゾリドン	34,036	35
	全ての加工食品	サイクラミン酸	87	0
台湾 (5 品目)	養殖鰻	スルファジミジン	2	0
	にんじん	アセフェート、メタミドホス	260	1
	全ての加工食品	サイクラミン酸	100	0
その他(24 カ国、総 43 品目)			12,278	144
総 計			101,428	354

※検査件数及び違反件数は延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 25 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	336	31.0	とうもろこし、落花生、アーモンド、乾燥イチジク、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし、ナツメグ、くるみ、ケツメイシ、くり、ひよこ豆、ハスの種子、セイヨウニンジンボク等のアフラトキシンの付着、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品、ナチュラルチーズからのリステリア菌検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、大麦の輸送時における事故によるグリースの付着、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	20	1.8	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	98	9.0	TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、サイクラミン酸、アゾルビン、パラオキシ安息香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、ヒマワリレシチン ^{※3} 、アシッドブルー3ナトリウム、オレンジII、ケイ酸アルミニウムカリウム、ブラウンHT、メタ酒石酸、ローダミンB、塩化ベンザルコニウム、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、スーダンIの指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	568	52.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(二酸化硫黄、ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の成分規格違反、放射性物質(セシウム)の検出
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	56	5.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	7	0.6	おもちゃ又はその原材料の規格違反
総計	1,085(延数) ^{※1} 1,043(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

※3 基準改定前に違反となったもの

表 8-① 有毒・有害物質及び病原微生物等の国別、品目別、違反内容別違反件数
(平成 25 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
米国	とうもろこし	アフラトキシン(119)	149
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(10)	
	落花生	アフラトキシン(8)	
	アーモンド	アフラトキシン(6)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(4)	
	セイヨウニンジンボク	アフラトキシン	
	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン	
中国	落花生	アフラトキシン(34)	41
	健康食品	シアン化合物(2)	
	かきフライ	下痢性貝毒	
	ハスの種子	アフラトキシン	
	ハトムギ	アフラトキシン	
	菓子類	アフラトキシン	
	冷凍食品(その他の加工品)	アフラトキシン	
イタリア	非加熱食肉製品	リステリア菌(15)	22
	くりの調整品	アフラトキシン(2)	
	ナチュラルチーズ	リステリア菌(2)	
	とうもろこしの粉	アフラトキシン	
	ビスケット類	シアン化合物	
	菓子類	アフラトキシン	
インド	ケツメイシ	アフラトキシン(3)	9
	落花生	アフラトキシン(3)	
	ひよこ豆	アフラトキシン(2)	
	菓子類	アフラトキシン	
タイ	キャッサバ	シアン化合物(3)	7
	ハトムギ	アフラトキシン(3)	
	落花生	アフラトキシン	
スペイン	非加熱食肉製品	リステリア菌(3)	5
	アーモンド	アフラトキシン(2)	
スリランカ	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン(4)	5
	とうがらし	アフラトキシン	
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン(4)	4
南アフリカ共和国	落花生	アフラトキシン(4)	4
ドイツ	果実の調整品	シアン化合物(2)	3
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
ベトナム	キャッサバ	シアン化合物(3)	3
トルコ	ミックススパイス	アフラトキシン	2
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
ネパール	とうがらし	アフラトキシン(2)	2
ブラジル	調味料	シアン化合物(2)	2
フランス	アップルジュース	バツリン	2
	ブルーベリー	放射性物質(セシウム)	
ミャンマー	バター豆	シアン化合物	2
	落花生	アフラトキシン	
インドネシア	ナツメグ(肉づく)	アフラトキシン	1
ウズベキスタン	種実類の調整品	シアン化合物	1
カナダ	菓子類	シアン化合物	1

生産国	品目分類	違反内容	件数 [※]
韓国	ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i>	1
カンボジア	しょうちゅう	シアン化合物	1
スウェーデン	ブルーベリージャム	放射性物質(セシウム)	1
デンマーク	ナチュラルチーズ	リステリア菌	1
パキスタン	ミックススパイス	アフラトキシン	1
モロッコ	果実の調整品	シアン化合物	1
レバノン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
総計			272

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 25 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数*
中国	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(10)、細菌数(8)、E. coli(5)、	86
	冷凍食品(野菜)	E. coli(7)、細菌数(4)、大腸菌群	
	生食用冷蔵鮮魚介類	大腸菌群(6)、細菌数(4)	
	冷凍食品(その他の加工品)	細菌数(6)、大腸菌群(3)、E. coli	
	加熱食肉製品	E. coli(2)、大腸菌群(5)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(6)	
	冷凍食品(豆類)	大腸菌群(2)、E. coli(2)、細菌数(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群(3)、細菌数	
	冷凍食品(いか)	細菌数(2)、E. coli	
	冷凍食品(貝類)	細菌数、E. coli	
	冷凍食品(畜産物)	細菌数	
	冷凍食品(えび)	細菌数	
	ゆでだこ	大腸菌群	
タイ	冷凍食品(えび)	大腸菌群(3)、細菌数(2)	29
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(2)、E. coli、大腸菌群	
	加熱食肉製品	E. coli(3)	
	生食用鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(魚類)	E. coli、大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	E. coli、細菌数	
	冷凍食品(畜産物)	E. coli、大腸菌群	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	原料用果汁	大腸菌群	
	氷菓	細菌数	
	粉末清涼飲料	細菌数	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
インドネシア	生食用鮮魚介類	細菌数(5)、大腸菌群(3)、腸炎ビブリオ最確数(MPN)	23
	冷凍食品(野菜)	細菌数(4)、大腸菌群(3)	
	冷凍食品(魚類)	細菌数(3)、E. coli、大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	細菌数	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
大韓民国	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(4)	18
	生食用鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数	
	粉末清涼飲料	大腸菌群(3)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
	加熱食肉製品	大腸菌群	

生産国	品目分類	違反内容	件数*
ベトナム	冷凍食品(えび)	E. coli(3)、細菌数(3)	17
	冷凍食品(魚類)	E. coli、細菌数、大腸菌群	
	ゆでだこ	大腸菌群(2)	
	生食用鮮魚介類	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(野菜)	E. coli、細菌数	
	原料用果汁	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
フィリピン	生食用鮮魚介類	細菌数(2)、大腸菌群(2)	12
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、細菌数	
	ラクトアイス	大腸菌群(2)	
	原料用果汁	大腸菌群(2)	
	ゆでだこ	大腸菌群	
フランス	冷凍食品(果実)	細菌数(3)、大腸菌群	11
	バター	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(種実)	細菌数、大腸菌群	
	アイスマルク	大腸菌群	
	加熱食肉製品	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	
台湾	生食用鮮魚介類	大腸菌群(3)	8
	冷凍食品(その他の農産加工品)	大腸菌群(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(豆類)	大腸菌群	
ベルギー	アイスクリーム	大腸菌群(4)	6
	アイスマルク	大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
英国	アイスクリーム	大腸菌群(2)	5
	冷凍食品(魚類)	細菌数(2)	
	アイスマルク	大腸菌群	
イタリア	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、E. coli	5
	粉末清涼飲料	細菌数	
	加熱食肉製品	E. coli	
チリ	生食用鮮魚介類	大腸菌群(2)	4
	冷凍食品(魚類)	細菌数、大腸菌群	
トルコ	アイスクリーム	細菌数、大腸菌群	4
	アイスマルク	細菌数、大腸菌群	
アメリカ合衆国	粉末清涼飲料	細菌数(2)	4
	生食用鮮魚介類	細菌数	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
デンマーク	清涼飲料水	大腸菌群(2)	3
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
オーストラリア	生食用鮮魚介類	細菌数	2
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
キリバス	生食用鮮魚介類	大腸菌群(2)	2
ニュージーランド	アイスクリーム	大腸菌群	2
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	
インド	粉末清涼飲料	細菌数	1
オランダ	アイスクリーム	大腸菌群	1
グアテマラ	冷凍食品(果実)	細菌数	1
コスタリカ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
コロンビア	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
シンガポール	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1
ノルウェー	生食用鮮魚介類	大腸菌群	1
ブラジル	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1
ラオス	粉末清涼飲料	細菌数	1
南アフリカ共和国	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
日本(積み戻り品)	生食用鮮魚介類	大腸菌群	1
総計			225

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-③ 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 25 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準	
中国	ウーロン茶	フィプロニル(13)、プロファム	イントキサカルブ(4)	48
	あさり		フロモリン(4)	
	ぜんまい		アセクロール(4)	
	にら	ホキシム	メタキシル及びメフェノキサム(2)	
	えだまめ		ジフェノコナゾール(3)	
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸	トリアゾホス	
	タロイモ		ハクロフトラゾール(2)	
	アスパラガス		アマトリン	
	ケール	ヘキサクロロベンゼン		
	ごぼう		ハクロフトラゾール	
	しそ		イソプロカルブ	
	チンゲンサイ		トリアゾホス	
	冬瓜		メタキシル及びメフェノキサム	
	菜の花		ハロキシホップ	
	ねぎ	ファミキサトール		
	パクチョイ		ピリダヘン	
	はまぐり		フロモリン	
	わけぎ		ピフェントリン	
	緑茶	プロファム		
タイ	グリーンアスパラガス	アトラジン(2)、ジウロン、メタキシル及びメフェノキサム		13
	とうがらし		トリアゾホス(3)	
	おくら		イソプロチオラン	
	コブミカンの葉	プロフェノホス		
	セロリ		ジフェノコナゾール ^{※2}	
	マンゴー	クロルピリホス		
	未成熟さやえんどう	ファミキサトール		
	モロヘイヤ	ヘキサコナゾール		
韓国	エゴマ		ジニコナゾール(3)、イントキサカルブ、エトプロホス	11
	とうがらし		ジフェノコナゾール(5)	
	しじみ	エントスルファン		
メキシコ	アボカド	メタミホス(7)	アセフェート(2)	9
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド(3)、シハルメリン	2,4-D(2)、フェンハレレート	7
ベトナム	パプリカ	ヘキサコナゾール	ジフェノコナゾール(3) ^{※2}	7
	ピーマン		ジフェノコナゾール(2) ^{※2}	
	えび	トリフルリン		
インド	クミン	プロフェノホス(2)		3
	とうがらし		トリアゾホス	
パラグアイ	ゴマの種子		カルハリル(3)	3
米国	大豆	フルアジホップ(2)		3
	ルタバガ		ピフェントリン ^{※2}	
オーストラリア	オレンジ	ジウロン(2)		2

生産国	品目分類	違反内容		件数※1
		基準値あり	一律基準	
カメルーン	カカオ豆	シベルメリン(2)		2
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D(2)	2
スペイン	うるち精米	テフコナゾール(2)		2
台湾	にんじん		アセフェート	2
	ポンカン		ジフェノコナゾール※2	
タンザニア	ゴマの種子		イミダクロプリド(2)	2
ニカラグア	ゴマの種子		トリアゾホス(2)	2
ノルウェー	鯨肉	アルトリン及びティルトリン、クロルテン		2
ペルー	バナナ	フィプロニル(2)		2
香港	ウーロン茶	フィプロニル(2)		2
アラブ首長国連邦	とうがらし		トリアゾホス	1
ウガンダ	コーヒー豆	クロルピリホス		1
エクアドル	カカオ豆	ジウロン		1
オーストリア	西洋わさび		ジフェノコナゾール	1
スーダン	ゴマの種子	2,4-D		1
スリランカ	ゴマの種子	ピリミホスメチル		1
セルビア	おうとう		フルリアホール	1
チリ	ブルーベリー		イントキサカルブ	1
ニュージーランド	キャベツ		シプロコナゾール	1
バングラディッシュ	クミン	プロフェノホス		1
ブラジル	小麦加工品	ピリミホスメチル		1
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D	1
ベルギー	サルシフィー		ジフェノコナゾール	1
ボリビア	いんげん豆		フルリアホール	1
マレーシア	クミン	プロフェノホス		1
ミャンマー	ゴマの種子		イミダクロプリド	1
総計				140

※1 件数は、違反内容の延べ件数

※2 基準改正前に違反となったもの

表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 25 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※2}
中国	農産加工品	二酸化硫黄(3)、サイクラミン酸	29
	加熱食肉製品	亜硝酸根(2)、サイクラミン酸	
	乾燥果実	サイクラミン酸(2)、ソルビン酸	
	調味料	サイクラミン酸(3)	
	乾燥野菜	二酸化硫黄(2)	
	健康食品	安息香酸、ソルビン酸	
	豆類の調整品	TBHQ、二酸化硫黄	
	水煮(きのこ)	二酸化硫黄(2)	
	油脂	TBHQ(2)	
	塩蔵野菜	二酸化硫黄	
	乾燥きのこ	二酸化硫黄	
	種実類の調整品	サイクラミン酸	
	シロップ漬け(種実)	二酸化硫黄	
	漬け物(野菜)	ソルビン酸	
	冷凍食品(野菜)	二酸化硫黄	
イタリア	菓子類	パテントブルーV(3)、アゾルビン(2)	19
	清涼飲料水	銅クロロフィル(3)	
	果実の調整品	二酸化硫黄(2)	
	調味料	二酸化硫黄(2)	
	ビスケット類	ヨウ素化塩(2)	
	果実酢	二酸化硫黄	
	ジャム	ソルビン酸	
	ソース	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	リキュール類	アゾルビン	
	その他の食品	キノリンイエロー	
トルコ	乾燥果実	二酸化硫黄(4)	14
	チョコレート類	TBHQ(4)	
	ナチュラルチーズ	ナタマイシン(ピリマイシン)(4)	
	菓子類	ソルビン酸	
	漬け物(果実)	安息香酸	
ブラジル	穀類の調整品	TBHQ(3)	13
	農産加工品	酸性リン酸アルミニウムナトリウム(3)	
	ビスケット類	TBHQ(2)	
	野草加工品及び香辛料	BHT、TBHQ	
	食酢	二酸化硫黄	
	スナック菓子類	TBHQ	
	とうがらし調整品	ソルビン酸	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※2}
ベルギー	チョコレート類	アゾルビン(3)、三酸化鉄(2)、ケイ酸アルミニウムカリウム、チョコレートブラウン HT	13
	菓子類	ソルビン酸(5)	
	アイスクリーム	ソルビン酸	
フランス	菓子類	アゾルビン(3)	10
	果実の調整品	ソルビン酸、二酸化硫黄	
	砂糖	アゾルビン、パテントブルーV	
	キャンディー類	パテントブルーV	
	チョコレート類	パテントブルーV	
	冷凍食品(その他の加工品)	アゾルビン	
米国	乾燥果実	二酸化硫黄(3)	9
	菓子類	TBHQ	
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	
	すじこ	亜硝酸根	
	農産加工品	二酸化硫黄	
	ビスケット類	TBHQ	
	冷凍食品(野菜)	ポリソルベート 80	
ペルー	ビスケット類	TBHQ(3)、ヒマワリレシチン(2) ^{※1}	8
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル	
	調味料	二酸化硫黄	
	粉末清涼飲料	アゾルビン	
韓国	野菜の調整品	ソルビン酸(2)	6
	穀類の調整品	安息香酸	
	とうがらし	スーダン I	
	とうがらし味噌	ソルビン酸カリウム	
	粉末清涼飲料	ステアロイル乳酸ナトリウム	
タイ	清涼飲料水	二酸化硫黄(2)	6
	調味料	ソルビン酸	
	漬け物(果実)	サイクラミン酸	
	漬け物(野菜)	アゾルビン	
	とうがらし調整品	TBHQ	
オーストラリア	ビスケット類	アゾルビン(2)、キノリンイエロー(2)	5
	油脂	TBHQ	
台湾	シロップ	アセスルファムカリウム(2)	5
	その他の食品	プロピレングリコール(2)	
	キャンディー類	サイクラミン酸	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※2}
パキスタン	レトルト食品	TBHQ(5)	5
ベトナム	調味料	安息香酸、オレンジⅡ、ソルビン酸	5
	魚醤	アセスルフアムカリウム	
	種実類の調整品	サイクラミン酸	
インド	スナック菓子	TBHQ(2)	4
	菓子類	TBHQ	
	調味料	TBHQ	
オーストリア	リキュール類	アゾルビン(4)	4
英国	調味料	ソルビン酸	3
	発酵茶	キノリンイエロー	
	リキュール類	アゾルビン	
ドイツ	チョコレート類	ヒマワリレシチン(2) ^{※1} 、キノリンイエロー	3
ミャンマー	こんにゃくいもの粉	二酸化硫黄(3)	3
インドネシア	即席めん	TBHQ	2
	冷凍えび	二酸化硫黄	
ガーナ	調味料	TBHQ(2)	2
カナダ	農産加工品	L-システイン塩酸塩、ステアロイル乳酸カルシウム	2
スイス	チョコレート類	ソルビン酸(2)	2
スペイン	チョコレート類	アシッドブルー3ナトリウム	2
	レトルト食品	TBHQ	
フィリピン	水産動物類加工品	ローダミン B	2
	ゆでだこ	二酸化硫黄	
ニュー・カレドニア	キャンディー類	パテントブルー V	1
バングラデシュ	果実の調整品	二酸化硫黄	1
ポルトガル	酒精飲料	メタ酒石酸	1
香港	乾燥野菜	二酸化硫黄	1
マレーシア	シロップ	ソルビン酸	1
南アフリカ	乾燥果実	二酸化硫黄	1
メキシコ	酒精飲料	アゾルビン	1
ラトビア	チョコレート類	アゾルビン	1
総計			184

※1 基準改正前に違反となったもの

※2 件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 腐敗、変敗、異臭及びカビの発生の国別、品目別違反件数(平成 25 年度)

生産国	品目分類	件数
タイ	米(16)	16
米国	小麦(4)	15
	大豆(4)	
	米(3)	
	落花生(3)	
	アーモンド	
カナダ	小麦(7)	10
	菜種(3)	
ブラジル	コーヒー豆(4)	6
	大豆(2)	
エチオピア	コーヒー豆(5)	5
コロンビア	コーヒー豆(4)	4
ホンジュラス	コーヒー豆(3)	3
インドネシア	コーヒー豆(2)	2
ラオス	コーヒー豆(2)	2
イタリア	米	1
ウガンダ	コーヒー豆	1
グアテマラ	コーヒー豆	1
タンザニア	コーヒー豆	1
パラグアイ	大豆	1
総計		68

表 8—⑥ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 25 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数 ^{※1}
		基準値超過	含有しては ならない	不検出	
ベトナム	えび	イトキシキン(2) ^{※2} 、 オキシテトラサイクリン(7)	エンロフロキサシン(18)	クロラムフェニコール(5)、 フラゾリドン(AOZとして)(4)	39
	いか			クロラムフェニコール(2)	
	かわはぎ			クロラムフェニコール	
インド	えび	イトキシキン(3) ^{※2}		フラゾリドン(AOZとして)(6)	9
中国	えび		スルファメキサゾール、 クロルテトラサイクリン		5
	イシモチ		エンロフロキサシン		
	鰻			マラカイトグリーン	
	スッポン		エンロフロキサシン		
韓国	はちみつ			クロラムフェニコール	2
	ひらめ		エンロフロキサシン		
タイ	えび			フラゾリドン(AOZとして)	1
パナマ	牛肉	イベルメクチン			1
総 計					57

※1 件数は、違反内容の延べ件数

※2 基準改正前に違反となったもの

表 8-⑦ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 25 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	合成樹脂	蒸発残留物(16)、過マンガン酸カリウム消費量(3)、鉛、メタクリル酸メチル	29
	陶磁器	カドミウム(2)、鉛(2)	
	組み合わせ	蒸発残留物(2)	
	ホウロウ引き	カドミウム	
	紙	着色料	
イタリア	ガラス	鉛(2)	5
	合成樹脂	鉛(2)	
	ゴム	亜鉛	
台湾	合成樹脂	蒸発残留物(2)、鉛	4
	陶磁器	鉛	
イスラエル	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量(3)	3
ドイツ	合成樹脂	蒸発残留物(2)	3
	ゴム	亜鉛	
フランス	組み合わせ	蒸発残留物(2)	3
	ホウロウ引き	カドミウム	
メキシコ	合成樹脂	カドミウム、鉛	3
	陶磁器	鉛	
インドネシア	ゴム	亜鉛(2)	2
マレーシア	ゴム	亜鉛	2
	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	
米国	合成樹脂	蒸発残留物	1
ポルトガル	ガラス	鉛	1
総計			56

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数(平成 25 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※
中国	組み合わせ	フタル酸ビス(2)、着色料(2)	5
	合成樹脂	着色料	
タイ	組み合わせ	フタル酸ビス	1
香港	布	鉛	1
総計			7

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 25 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	台湾	デンプン製品 (マレイン酸混入のおそれ)	台湾において、デンプン製品からマレイン酸を検出し、自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
6月	トルコ	タヒニごまペースト及びその加工品 (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国及びニュージーランドにおいて発生したサルモネラ属菌による食中毒に関連し、トルコ国内の製造者が製造したタヒニごまペースト及びその加工品が自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
6月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズからリステリア菌が検出され、自主回収が行われているとの情報を受け、当該製造者からのソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7月	米国	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	米国において、リステリア菌による食中毒が発生し、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7月	チリ	鶏肉及びその加工品 (ダイオキシン汚染のおそれ)	チリにおいて、鶏肉からダイオキシンが検出され、当該施設で処理された鶏肉の衛生証明書の発行を停止したとの情報を受け、当該施設で処理された鶏肉が輸入届出された場合には、積み戻し等の措置を行う措置を講じた。
9月	英国	スモークサーモン (リステリア菌汚染のおそれ)	英国において、スモークサーモンからリステリア菌が検出され、自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、輸出国における回収に応じる等の対応を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 25 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
メキシコ産アボカド (残留農薬)	平成 23 年 3 月から協議開始。平成 25 年 6 月、メキシコ政府における対日輸出アボカドに係る残留農薬管理対策の検証のため現地調査を実施。協議継続中。	平成 25 年 6 月
インド産養殖えび (フラゾリドン)	平成 24 年 11 月から協議開始。フラゾリドンの管理について協議継続中。	—
アルゼンチン産ワイン (ナタマイシン)	平成 25 年 3 月から協議開始。平成 25 年 10 月、アルゼンチン政府においてナタマイシンに係る管理対策が講じられ、適切に改善が図れた旨を確認したことから通常の監視体制とした。	—
タイ産パパイヤ (遺伝子組換え)	平成 25 年 7 月より協議開始。対応要請中。	—
タイ産アスパラガス、おくら、 バナナ、マンゴー、マンゴス チン (残留農薬)	平成 25 年 11 月から協議開始。協議継続中。	—
韓国産赤とうがらし (残留農薬)	平成 25 年 11 月から協議開始。平成 26 年 1 月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成 25 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、アイルランドと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を実施し、平成 25 年 12 月にアイルランド産牛肉の輸入を解禁した。	平成 25 年 11 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、アメリカと協議を行い、平成 25 年 2 月、新たな対日輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 25 年 12 月
デンマーク産チーズ (リステリア菌)	平成 25 年 11 月から協議開始。平成 26 年 3 月、デンマーク政府において衛生管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	平成 26 年 3 月

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 25 年度)

オランダ	
調査対象	オランダにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則(Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則(Regulation (EC) No. 852/2004) ・公的統制規則(Regulation (EC) No. 882/2004)
概要	<p>オランダにおける食品衛生規制について、オランダ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてオランダ政府関係者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、リーキ農場及びチーズ製造施設の現地調査を行い、残留農薬の管理状況や微生物の管理状況等について調査を実施した。</p>
韓国	
調査対象	韓国における対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法(FRAMEWORK ACT ON FOOD SAFETY, Act No. 10999, Aug. 4, 2011) ・食品衛生法(FOOD SANITATION ACT, Act No. 10787, jun. 7, 2011) ・農水産物品質管理法 (AGRICULTURAL AND FISHERY PRODUCTS QUALITY CONTROL ACT, Act No. 11458, jun. 1, 2012) ・畜産物衛生管理法 (LIVESTOCK PRODUCTS SANITARY CONTROL ACT, Act No. 11358, Feb. 22, 2012)
概要	<p>韓国における食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制について、韓国政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、ミニトマト及びパプリカ農場の現地調査を行い、残留農薬の管理状況等について現地調査を実施した。</p>
ペルー	
調査対象	ペルーにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全法(Ley No 1062) ・食品安全法規定(D.S. 034-2008-AG) ・農産食品安全規格(No 004-2011-AG) ・一般的な衛生法(Ley No 26842)
概要	<p>ペルーにおける食品衛生規制及び対日輸出食品の衛生管理体制についてペルー政府担当者より食品衛生規制等の説明を受け、意見交換を行った。</p> <p>また、対日輸出に係る野菜及び果実の残留農薬管理や鶏卵製品の生産管理についての現地調査を行った。</p>

南アフリカ	
調査対象	南アフリカにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物基準法(APS法)(Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990) ・食品、化粧品、殺菌剤法(Foodstuffs,Cosmetics And Disinfectant Act No,54 of 1972) ・肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法(Fertilizers,Farm Feeds,Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No,36 of 1947) ・基準法(Standards Act No,29 of 1993)
概要	<p>南アフリカにおける食品衛生規制について、南アフリカ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品事業者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、オレンジ農場の現地調査を行い、残留農薬の管理状況等について調査を実施した。</p>
メキシコ	
調査対象	メキシコにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦動物衛生法(LEY FEDERAL DE SANIDAD ANIMAL) ・連邦植物衛生法(LEY FEDERAL DE SANIDAD VEGETAL)
概要	<p>メキシコにおける食品衛生規制について、メキシコ政府担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規制について政府関係者等を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、アボカド農場の現地調査を行い、農薬使用を含む生産管理状況について調査を実施した。</p>

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
輸入相談実施件数	13,275	14,324	15,122	13,962	12,492
品目別輸入相談件数	34,245	34,479	27,334	27,825	23,903
品目別違反該当件数	310	426	354	372	354

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数(平成 25 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	4	1.0	ルーピン豆の使用 シガテラ毒魚
第9条 (病肉等の販売等の制限)	10	2.5	BSE発生国経由牛由来原料の使用(輸入を控えるよう指導)
第10条 (添加物等の販売等の制限)	186	46.9	アズルビン、アミド化ペクチン、カルボキシメチルセルロース、キノリンイエロー、ヒマワリレシチン、ヨウ素化塩、ヨウ化カリウム、サイクラミン酸、TBHQの使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	196	49.4	製造基準不適合、添加物の使用基準違反 ・ 製造基準不適合・・・清涼飲料水の殺菌不足 ・ 添加物の対象外食品への使用・・・マヨネーズにソルビン酸カリウムの使用 ・ 過量使用・・・スナック菓子にポリソルベート80使用
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	1	0.3	材質別規格不適合
総計	397(延数) 354(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 25 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数 ^{※2}
米国	健康食品	ソルビン酸カリウム(11)、BSE発生国において牛由来原料を使用(5)、クロスカルロースナトリウム(3)、亜セレン酸ナトリウム(3)、塩化クロム、塩化第二クロム、クエルセチン二水和物、グルコン酸亜鉛、酸化亜鉛、酸化第一銅、重酒石酸コリン、合成されたビタミン K2、トレオニン酸カルシウム、ヒマワリレシチン ^{※1} 、フマル酸第一鉄、メタノール、ヨウ化カリウム(2)、硫酸マンガン	72
	菓子類	安息香酸ナトリウム(2)、酸化亜鉛、酸性リン酸ナトリウムアルミニウム(2)、ステアリン酸マグネシウム、リン酸ナトリウムアルミニウム、ポリソルベート80	
	粉末清涼飲料	乳酸マグネシウム(2)、安息香酸ナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム、メナキノン7、グルコン酸マグネシウム	
	清涼飲料水	アンモニア処理グリシルリジン、酸化銀、臭素化植物油、乳酸マグネシウム	
	その他の食品	TBHQ(4)、ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、D-マンニトール、ソルビン酸カリウム、酸化亜鉛、二酸化硫黄、ヒマワリレシチン ^{※1}	
	調味料	ソルビン酸カリウム(2)	
	チョコレート	ソルビン酸カリウム、ポリソルベート 80	
	冷凍食品	ヨウ素化塩(2)	
	果実調整品	シリコーン樹脂	
	キャンディー類	ソルビン酸カリウム	
	クッキー	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	ケーキミックス	ステアロイル乳酸ナトリウム	
	スナック菓子	ジブチルヒドロキシトルエン	
	チョコレートシロップ	ポリソルベート 60	
	ドレッシング	安息香酸ナトリウム	
	パンケーキミックス	リン酸ナトリウムアルミニウム	
	添加物 (シトステロール)	指定外添加物	
器具	アルゴンガス		
フランス	調味料	ソルビン酸カリウム(8)	39
	清涼飲料水	安息香酸ナトリウム(6)	
	チョコレート	ソルビン酸カリウム(2)、キノリンイエロー(2)、パテントブルー V、三二酸化鉄	
	冷凍パン生地	ヒマワリレシチン(3) ^{※1} 、グルコン酸第一鉄	
	果実酒	アルゴンガス(3)	
	果実調整品	サクシステアリン、パテントブルー、酒石酸ナトリウムカリウム	
	乾燥果実	ソルビン酸カリウム(3)	
	菓子類	カルミン、パテントブルー、ヒマワリレシチン ^{※1}	
	カフェインレスコーヒー	ジクロロメタン	
	チョコレートケーキ	L-システイン	
	冷凍食品	L-システイン塩酸塩	

生産国	品目	違反該当内容	件数 ^{※2}
オーストラリア	フローズンヨーグルト	カルボキシメチルセルロース(16)	29
	健康食品	ステアリン酸マグネシウム(3)、酸化鉄(2)、アゾルビン、キノリンイエロー、三二酸化鉄、初乳使用、ルテイン	
	冷凍食品	チアミン、ヨウ素化塩	
	油脂	BHA	
韓国	健康食品	酸化亜鉛(5)、ケイ酸アルミニウムナトリウム(3)、ステアロイル乳酸ナトリウム(3)、フマル酸第一鉄(3)、ピコリン酸クロム、ポリエチレングリコール	29
	粉末清涼飲料	炭酸カルシウム(3)、ステアロイル乳酸ナトリウム	
	清涼飲料水	製造基準不適合(2)、プロピレングリコール	
	スナック菓子	ポリソルベート 80(2)	
	キムチ	ソルビン酸カリウム	
	穀類調整品	酸化亜鉛	
	その他食品	ポリソルベート 20	
	レトルト食品	BSE発生国の牛由来原料を使用	
スペイン	清涼飲料水	サイクラミン酸(11)、ソルビン酸カリウム(8)	27
	アルコール飲料	ケイ酸アルミニウムカリウム(3)	
	健康食品	BSE発生国において牛由来原料を使用(2)、ソルビン酸カリウム	
	オリーブ漬け	ソルビン酸	
	ワイン	カルボキシメチルセルロース	
イタリア	ビスケット	ヒマワリレシチン(5)※1	20
	カフェインレスコーヒー	酢酸エチル(2)、ジクロロメタン	
	清涼飲料水	アミド化ベクチン、安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム	
	調味料	BSE発生国において牛由来原料を使用、二酸化硫黄、ヨウ素	
	冷凍食品	ソルビン酸カリウム(2)	
	アーモンドクッキー	ソルビン酸	
	小麦粉調整品	L-システイン	
	種実調整品	ヒマワリレシチン※1	
	ハーブティー	BSE発生国において牛由来原料を使用	
ハンガリー	調味料	ソルビン酸カリウム(13)	17
	唐辛子調整品	ソルビン酸カリウム(2)	
	清涼飲料水	サイクラミン酸ナトリウム	
	パン	アゾルビン	

生産国	品目	違反該当内容	件数 ^{※2}
ドイツ	健康食品	塩化第二クロム、セレン酸ナトリウム、モリブデン酸ナトリウム	15
	チョコレート	ソルビン酸(3)	
	粉末スープ	ヨウ素化塩(3)	
	レトルト食品	ヨウ素化塩(2)	
	菓子類	スイートルーピン豆の使用	
	シリアル	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	ビスケット	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	ワインゼリー	ソルビン酸	
中国	糖類	4-ソジオオキシ安息香酸メチル、ソルビン酸カリウム、メチルセルロース	14
	調味料	ソルビン酸カリウム(2)	
	アイスクリームコーン	TBHQ	
	魚肉ねり製品	ソルビン酸	
	魚油	尿素	
	健康食品	酢酸エチル	
	チリソース	ソルビン酸カリウム	
	ビスケット	ジパルミチン酸L-アスコルビル	
	湯葉	シリコーン樹脂	
	野菜調整品	ソルビン酸	
	器具	材質別規格不適合	
ベルギー	チョコレート	ヒマワリレシチン(9) ^{※1}	11
	菓子	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
台湾	タピオカデンプンミックス	ソルビン酸カリウム(3)	10
	クリームパウダー	アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸アルミニウムナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	
	菓子	アルミノケイ酸ナトリウム、クエン酸二水素ナトリウム	
	調味料	スクラロース、ソルビン酸	
コロンビア	砂糖	サッカリンカルシウム(8)	9
	酒類	安息香酸	
ニュージーランド	健康食品	プロピレングリコール(4)、リン酸三カルシウム	9
	果実加工品	銅クロロフィリンナトリウム	
	穀類加工品	ラクチゾール	
	清涼飲料水	ソルビン酸	
	プロボリス	プロピレングリコール	

生産国	品目	違反該当内容	件数 ^{※2}
メキシコ	調味料	安息香酸ナトリウム(3)、ソルビン酸カリウム(2)、エメラルドグリーン、ヨウ素	9
	冷凍食品	プロピオン酸ナトリウム	
	リキュール	安息香酸カリウム	
タイ	菓子類	ヨウ素 (3)	8
	調味料	安息香酸ナトリウム、銅クロロフィル	
	うどんスープ	安息香酸ナトリウム	
	健康食品	三二酸化鉄	
	氷菓	アゾルビン	
英国	その他調味料	ソルビン酸カリウム(4)	7
	乾燥バナナ	ヒマワリレシチン ^{※1}	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
	チョコレート	三二酸化鉄	
スイス	健康食品	グルコン酸鉄(3)、グルコン酸マグネシウム(2)、三二酸化鉄	7
	粉末清涼飲料水	塩化クロム	
カナダ	清涼飲料水	クロムⅢ化合物、ソルビン酸カリウム	6
	キャンディー	カルミン	
	冷凍食品	ソルビン酸	
	ワイン	メタ酒石酸	
	油脂	安息香酸ナトリウム	
インド	野菜加工品	安息香酸ナトリウム、酢酸カルシウム	5
	菓子類	ヨウ素	
	健康食品	酢酸エチル	
	その他食品	酢酸エチル	
リトアニア	冷凍食品	ヨウ素化塩(4)、ルーピン豆の使用	5
インドネシア	清涼飲料水	サイクラミン酸ナトリウム、スクラロース	4
	うなぎ白焼き	二酸化塩素	
	キャンディー類	ステアリン酸マグネシウム	
オーストリア	健康食品	ソルビン酸カリウム(2)	4
	清涼飲料水	製造基準不適合	
	粉末清涼飲料	クエン酸マグネシウム	
ブラジル	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)	4
	豆類加工品	EDTA二ナトリウム、ソルビン酸ナトリウム	
ベトナム	冷凍食品	ソルビン酸カリウム(4)	4
マレーシア	清涼飲料水	製造基準不適合、ソルビン酸カリウム	4
	健康食品	二酸化ケイ素	
	粉末清涼飲料	ステアロイル乳酸ナトリウム	
イスラエル	チューインガム	ステレンブタジエンゴム(3)	3

生産国	品目	違反該当内容	件数 ^{※2}
トルコ	野菜調整品	ソルビン酸カリウム(2)	3
	ビスケット	ソルビン酸カリウム	
ペルー	穀類調整品	TBHQ、ソルビン酸	3
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
ラトビア	菓子類	アンモニウムフォスファチド、クエン酸二ナトリウム、グリーンS	3
オランダ	ノンアルコールビール	ソルビン酸カリウム	2
	冷凍食品	ヒマワリレシチン ^{※1}	
シンガポール	その他食品	ソルビン酸カリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	2
フィンランド	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(2)	2
ポーランド	クリーミングパウダー	ステアロイル乳酸ナトリウム(2)	2
グアテマラ	種実類加工品	TBHQ	1
ケイマン諸島	菓子類	硫酸アルミニウム	1
スリランカ	魚類加工品	ヨウ素化塩	1
スロベニア	菓子類	カルボキシメチルセルロース	1
ノルウェー	魚油	ナトリウムエトキシド	1
フィリピン	ヤシガニ	食用不適	1
マルタ	乾燥イチジク	ソルビン酸カリウム	1
ミャンマー	粉末清涼飲料	ケイ酸アルミニウムナトリウム	1
不明	アカマダラハタ	シガテラ毒魚	1
総計			397

※1 基準改正前に違反となったもの

※2 件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 25 年度)

生産国	品目	違反内容	件数 ^{※2}
韓国	養殖ヒラメ	<i>Kudoa septempunctata</i> (6)	6
中国	うに(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(2)	3
	麻辣豆腐調味料	安息香酸	
タイ	即席めん	TBHQ、過酸化物価	2
イエメン	ビスケット	TBHQ	1
イタリア	果実調整品	放射性物質(セシウム)	1
スペイン	オリーブ(水煮)	安息香酸	1
フィリピン	バナナ	フィプロニル	1
フランス	チョコレート菓子	ヒマワリレシチン ^{※1}	1
米国	菓子	TBHQ	1
ベルギー	チコリ	チアベンダゾール	1
総 計			18

※1 基準改正前に違反となったもの

※2 件数は違反内容の延べ件数

(参考) 主な用語説明

用語	説明
アシッドブルー3ナトリウム	指定外添加物
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	指定外添加物
アゾルビン	指定外添加物
アトラジン	農薬(除草剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アミド化ペクチン	指定外添加物
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
アルゴンガス	指定外添加物
アルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
アルミノケイ酸ナトリウム	指定外添加物
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸カリウム	指定外添加物
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
アンモニア処理グリシルリジン	指定外添加物
アンモニウムフォスファチド	指定外添加物
イソプロカルブ	農薬(殺虫剤)
イソプロチオラン	農薬(殺菌剤)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イベルメクチン	動物用医薬品(内寄生虫用剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エトキシキン	飼料添加物(酸化防止剤)
エトプロホス	農薬(殺虫剤)
エメラルドグリーン	指定外添加物
塩化クロム	指定外添加物
塩化第二クロム	指定外添加物

用語	説明
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
オレンジⅡ	指定外添加物
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルボキシメチルセルロース	指定外添加物
カルミン	指定外添加物
キノリンイエロー	指定外添加物
クエルセチン二水和物	指定外添加物
クエン酸二水素ナトリウム	指定外添加物
クエン酸二ナトリウム	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グリーンS	指定外添加物
グルコン酸亜鉛	添加物(強化剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
グルコン酸マグネシウム	指定外添加物
クロスカルロースナトリウム	指定外添加物
クロムⅢ化合物	指定外添加物
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルデン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムナトリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物
サイクラミン酸ナトリウム	指定外添加物
酢酸エチル	添加物(製造用剤)
酢酸カルシウム	指定外添加物
サクシステアリン	指定外添加物

用語	説明
サッカリンカルシウム	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
酸化亜鉛	指定外添加物
酸化銀	指定外添加物
酸化第一銅	指定外添加物
酸性リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
ジクロロメタン	指定外添加物
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジパルミチン酸 L-アスコルビル	指定外添加物
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シメコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
重酒石酸コリン	指定外添加物
臭素化植物油	指定外添加物
酒石酸ナトリウムカリウム	指定外添加物
シリコーン樹脂	添加物(消泡剤)
シロマジン	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
スーダン I	指定外添加物
スクラロース	添加物(甘味料)
ステレンブタジエンゴム	指定外添加物
ステアリン酸マグネシウム	添加物(強化剤)
ステアロイル乳酸カルシウム	添加物(乳化剤)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
セレン酸ナトリウム	指定外添加物

用語	説明
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
ソルビン酸ナトリウム	指定外添加物
炭酸カルシウム	添加物(強化剤)
チアベンダゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌 026、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
チョコレートブラウン HT	指定外添加物
ディルドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
トリフルラリン	農薬(ジニトロアニリン系殺虫剤)
トレオニン酸カルシウム	指定外添加物
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
ナトリウムエトキシド	指定外添加物
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
乳酸マグネシウム	指定外添加物
尿素	指定外添加物
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
パテントブルーV	指定外添加物
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(除草剤)

用語	説明
ピコリン酸クロム	指定外添加物
ビフェントリン	農薬(殺虫剤)
ピリダベン	農薬(殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(殺虫剤)
ファモキサドン	農薬(殺菌剤)
フィプロニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
ブラウン HT	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AOZ
フルアジホップ	農薬(除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(殺菌剤)
フルトリアホール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロファム	農薬(除草剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサクロロベンゼン	農薬(有機塩素系殺菌剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ホキシム	農薬(殺虫剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタ酒石酸	指定外添加物
メタノール	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メチルセルロース	添加物(増粘安定剤)
メナキノン7	指定外添加物

用語	説明
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
モリブデン酸ナトリウム	指定外添加物
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
ラクチゾール	指定外添加物
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
硫酸アルミニウム	指定外添加物
硫酸マンガン	指定外添加物
リン酸三カルシウム	添加物(強化剤)
リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
ローダミン B	指定外添加物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(成長調整剤)
4-ソジオオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
三二酸化鉄	添加物(着色料)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキソトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
D-マンニトール	添加物(甘味料)
ETDA(エチレンジアミン四酢酸)二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
L-システイン	指定外添加物
L-システイン塩酸塩	添加物(強化剤)
TBHQ	指定外添加物